平成２２年（再イ）第３２号
兵庫県宝塚市旭町１丁目１番１号　北久工務建材店
再生債務者　滝本　一彦
1　決議に付する再生計画案　平成22年５月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年６月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年６月11日まで
平成22年５月21日　神戸地方裁判所伊丹支部
平成２１年（再イ）第１０３号
兵庫県加古川市平岡町土山865番地の６
再生債務者　伊藤　久登
1　決議に付する再生計画案　平成22年４月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年６月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年６月18日まで
平成22年５月21日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２２年（再イ）第２号
広島県福山市蔵王町3220番地３―12
再生債務者　藤原　寿志
1　決議に付する再生計画案　平成22年５月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年６月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年６月11日まで
平成22年５月21日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２１年（再イ）第８３２号
福岡県春日市大土居３丁目83番地
再生債務者　大住　正博
1　決議に付する再生計画案　平成22年４月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年６月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年６月11日まで
平成22年５月21日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２２年（再イ）第２１号
福岡県糸島市志摩新町11番地４
再生債務者　橋口　朝子
1　決議に付する再生計画案　平成22年４月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年６月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年６月11日まで
平成22年５月21日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２２年（再イ）第１１６号
福岡市中央区渡辺通１丁目８番31号
再生債務者　川添　一満
1　決議に付する再生計画案　平成22年５月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年６月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年６月11日まで
平成22年５月21日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２２年（再イ）第１１８号
福岡市南区野間４丁目27番24号
再生債務者　松岡　弘世
1　決議に付する再生計画案　平成22年５月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年６月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年６月11日まで
平成22年５月21日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２２年（再イ）第４号
三重県志摩市阿児町鵜方819番地18
再生債務者　堀口　　徹
1　決議に付する再生計画案　平成22年５月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年６月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年６月14日まで
平成22年５月24日
津地方裁判所伊勢支部再生係
平成２２年（再イ）第９号
徳島市東吉野町１丁目７番地の４
再生債務者　桝谷　雅敏
1　決議に付する再生計画案　平成22年５月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年６月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年６月21日まで
平成22年５月24日　　徳島地方裁判所民事部
平成２２年（再イ）第１４号
北九州市八幡東区大宮町13番26号
再生債務者　白川八千代
1　決議に付する再生計画案　平成22年５月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年６月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年６月14日まで
平成22年５月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（再イ）第１号
鹿児島県出水市知識町758番地
再生債務者　土持　陽子
1　決議に付する再生計画案　平成22年５月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成22年６月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成22年６月17日まで
平成22年５月20日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第２４号
福岡県みやま市瀬高町泰仙寺227番地　竹山コーポ101
再生債務者　山本　則雅
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年５月19日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

小規模個人再生による免責決定

平成２２年（モ）第５００１６号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目11番３―302号、認可決定時の住所名古屋市北区平安２丁目24番88―207、認可決定時の住民票上の住所大阪府豊中市新千里南町２丁目２番13―708号
再生債務者　林　　正己
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成22年５月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成１９年（再イ）第５３号
大阪府大阪市大正区千島２丁目４番３―1358号、再生計画認可決定時の住所沖縄県那覇市曙２丁目８番８号　照屋アパート401
再生債務者　日髙奈緒子（再生計画認可決定時の姓柿﨑）
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月19日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再口）第５号
福島市上鳥渡字しのぶ台75番地の３
再生債務者　佐藤　利彦
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月２日から平成22年７月16日まで
福島地方裁判所
平成２２年（再口）第１号
香川県仲多度郡琴平町上櫛梨277番地１
再生債務者　山﨑　敏一
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月２日から平成22年７月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部